

入札説明書

【最高価格落札方式】

業務名称：JICA 横浜マイクロバスの売却

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2018年8月30日
独立行政法人 国際協力機構
横浜センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2018年8月30日（木）

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 横浜センター所長 朝熊由美子

3. 競争に付する事項

- （1）業務名称：JICA 横浜マイクロバスの売却（一般競争入札（最高価格落札方式））
- （2）業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- （3）引渡日（予定）：2018年10月26日（金）

4. 担当部署等

- （1）入札手続き窓口

郵便番号 231-0001

神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

独立行政法人国際協力機構 横浜センター総務課 関口

電話 045-663-3251 ファクシミリ 045-663-3265

- （2）書類授受・提出方法

・上記（1）あて

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

- （1）公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「物品の買受け」の「A」又は「B」又は「C」の等級に格付けされ、営業品目として「その他」を保持していること（以下「全省庁統一資格保有者」という。）。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構から資格審査（以下「簡易審査」といいます。）を受けることができます。（下記6.（1）を参照ください。）

- （2）会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争参加資格確認申請書提出の資格がありません。

(3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限までに上記規程に基づく資格停止期間(以下、「資格停止期間」という。)中の場合、本入札案件には参加できません。

イ. 資格停止期間前に本入札案件への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札案件には参加できません。

ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(4) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(5) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等(応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを

- 不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行、平成30年7月1日改正条例施行）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

○ 契約物品の公開

- (1) 日時：2018年9月11日（火）午後2時00分
- (2) 集合場所：独立行政法人国際協力機構 横浜センター1階 フロント
横浜市中区新港 2-3-1
- (3) その他：参加希望の場合、9月11日（火）午前10時までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名を連絡願います。
（宛先電子メールアドレス：yictad@jica.go.jp タイトル：【契約物品公開出席希望】）

6. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

- ア. 提出期限：2018年9月18日（火）正午まで
- イ. 提出場所：上記4. 参照
- ウ. 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は上記ア. 提出期限までに到着するものに限る）
- エ. 提出書類：以下のカテゴリのうち、各社の該当するカテゴリにおいて求められる書類（以下、「資格確認書類」といいます。）を提出して下さい。

カテゴリA： 当機構発行の整理番号を有している場合		
A-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照 整理番号を記載してください。 有効期限が2019年3月31日の整理番号 (28から開始の7ケタの番号)
A-2	全カテゴリ共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリ共通に必要な書類】一式
カテゴリB： 当機構発行の整理番号を有しておらず全省庁統一資格は有している場合		
B-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照

B-2	全省庁統一資格審査結果通知書（写）	
B-3	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式
カテゴリーC：当機構発行の整理番号も全省庁統一資格も有していない場合（上記5.（1）ただし書きに該当する者。）		
C-1	競争参加資格確認申請書	様式集参照
C-2	簡易審査申請書	・ 様式集参照
C-3	登記事項証明書（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」
C-4	納税証明書（その3の3）（写）	・ 発行日から3ヶ月以内のもの ・ 税務署にて発行の法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書。納税義務が免除されている場合でも発行されます。但し書きがある場合は、事情を確認することがあります。その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収書等、納税証明書その1など）では受付できません。
C-5	財務諸表（写） ・ 設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要	・ 決算が確定した直近1ヶ年分 ・ 貸借対照表、損益計算書を含む。 ・ 法人名および決算期間の記載があるもの。
C-6	全カテゴリー共通で必要な書類	この表の下に記載の【全カテゴリー共通に必要な書類】一式

【全カテゴリー共通に必要な書類】

- ・ 返信用封筒（長3号又は同等の大きさ。82円分の切手貼付。）
- ・ 下見積書（下記7.参照）

・ 必要に応じ、日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを証明する書類を提出いただく場合があります。

（2）共同企業体、再委託について

- ア. 共同企業体の結成は認めません。
- イ. 再委託は認めません。

【定義】

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。

〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を

委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。

(3) 競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2018年9月20日(木)までに結果が通知されない場合は、上記4.にお問い合わせください。

(4) その他

- ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ. 82円分の切手を貼った長3号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。
- ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4.を参照ください。

(5) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は任意)により説明を求めることができます。詳細は、15.(6)を参照下さい。

(6) 辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、15.(8)を参照下さい。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は様式集のとおりです。
- (3) 消費税及び地方消費税の額(以下「消費税等額」)を含んでいるか、消費税等額を除いているかを明記してください。
- (4) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。
- (5) 提出期限・提出方法：上記6.を参照ください。

8. 入札説明書に対する質問

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。

ア. 提出期限：2018年9月12日（水）正午まで

イ. 提出先：上記4. 参照

ウ. 提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください

【入札説明書への質問】JICA 横浜マイクロバスの売却

・宛先電子メールアドレス：yictad@jica.go.jp

・当機構は圧縮フォルダの受信ができませんので、圧縮せずに送信下さい。

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

エ. 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2018年9月18日（火）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA研究所を含む）における公告・公示情報「契約情報一覧（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」

→公告・公示情報（2018年度）「各国内拠点（JICA研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」

<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2018.html#yokohama>

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2018年10月2日（火） 午後 2時00分から

(2) 場所：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1

独立行政法人国際協力機構 横浜センター1階 会議室 2

※入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。当センター到着後フロントから総務課関口までご連絡下さい。

(3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。

(4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

ア. 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

イ. 入札書 3通（様式集参照。）

ウ. 印鑑、身分証明書：

入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと
同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人
の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認
のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(5) 再入札 1 2. に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、
その場で入札書の提出を求めます。

10. 入札書

(1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印
し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても
認めます）。

イ. 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代
表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したも
のと同じ印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

ウ. 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

(3) 入札価格は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合
は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(4) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を除
いた金額）をもって行います。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法
の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金
額とします。

(6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(7) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ
入札書を提出したものとみなします。

(8) 入札保証金は免除します。

11. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

(1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札書の提出期限後に到着した入札

- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

12. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社2名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

イ. 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

ウ. 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

エ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

オ. 入札金額の発表

入札事務担当者が各応募者の入札金額を低い順番から読み上げます。

カ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

キ. 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

ク. 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

3 回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

1 3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第 4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。なお、契約書付属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

1 4. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）
- (3) 公表する情報
- 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
 - イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約については93日以内）に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

14-2. 独立行政法人会計基準に基づく情報提供依頼の可能性について

当機構を含む全ての独立行政法人は、公的な資金の流れを対外的に説明する観点から、独立行政法人会計基準に基づき、適切に情報開示を行うことが求められています。その一環として、年間の総収入に占める当機構との年間の取引高の割合が3分の1を超える公益法人等（公益法人等には、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人のほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人、技術研究組合等の法人も含む。）については、一定の場合を除き、「関連公益法人等」として分類し、当機構との取引等の関係を財務諸表の附属明細書に掲載することと定められています。

この要請に適切に応えるため、取引高等の情報提供依頼を行う可能性がありますので、ご協力をお願いします。

なお、「関連公益法人等」として当機構の財務諸表に掲載されることは、当該法人の当機構との取引の割合や当該法人の役員に占める当機構役職員出身者の割合が一定以上に高いことを示すものであり、当該法人と当機構との間に資本を通じた関係があることを意味しているものではありません。また、当該法人の財務諸表作成において特別な処理が必要となるものではありません。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。
- (4) 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。
国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp/index.html>）
→「調達情報」
→「調達ガイドライン・様式」
→「調達関連規程」
→「契約事務取扱細則」
（<http://association.joureikun.jp/jica/>）
- (5) 機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。
ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで
イ. 提出場所：上記4. 参照
ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、ファクシミリ又は持参。
エ. 回答方法：書面により回答します。
- (7) 辞退理由書
当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。
辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただき所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。
なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。
辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「JICA 横浜マイクロバスの売却」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

1. 契約物品概要（マイクロバス1台）

- 1 登録番号 横浜 200 さ 768
- 2 自動車の種別 普通
- 3 車体の形状 キャブオーバ
- 4 年式 平成 15 年 9 月
- 5 車名 三菱
- 6 形式 KK-BE63EG
- 7 原動機の形式 4M51
- 8 車体番号 BE63EG300906
- 9 総排気量 5.24L
- 10 変速装置 M/T
- 11 定員 25人
- 12 使用燃料 軽油
- 13 走行距離 217,562km（平成 30 年 7 月 23 日現在）
- 14 車検有効満了日 平成 28 年 9 月 30 日

2. 特記事項

（1）引取り処分及び廃車手続き（または名義変更）を落札者が行い、抹消登録証明書（名義変更の場合はそれを証明する書類）を添付した報告書を提出すること。手続きに必要な書類について、落札後速やかに JICA 横浜に申し出、契約締結後 15 日以内に手続きを行うものとする。

（2）契約物品には JICA のロゴが塗装してあるため、契約物品の引渡し後、速やかに JICA ロゴを消去すること。ロゴの消去に伴う費用はすべて落札者の負担とする。

（3）ロゴの消去後に前後・左右からの写真 4 枚を添付した報告書を作成し提出すること。

（4）引渡し時点の現状渡しとし、引渡し後の不調や故障、またはその他隠れた瑕疵があることを発見しても、JICA 横浜に対しいかなる補償も申し出ることとはできない。

（5）リサイクル券付にて売却を行う。

3. その他

(1) 処分については、「自動車リサイクル法」等関係法規に沿って適切に実施すること。

(添付書類)

契約物品車検証(写)_

番号 02830 A

自動車検査証

平成 27年 9月 18日

神奈川運輸支局長



自動車登録番号又は車両番号 横浜 200 さ 768 車	登録年月日/交付年月日 平成 15年 12月 12日 / 平成 15年 9月 15日	初度登録年月 平成 15年 9月 15日	自動車の種別 普通乗車	用途 乗合	自家用 最大積載量	車体の形状 キヤブオーバ
三菱	車台番号 [318]		長さ 25人	幅 201cm	高さ 1820mm	車両総重量 5105kg
BE63EG-300906 式	原動機の型式 4M51		燃料消費量又は吐出力 699cm ³	燃料の種類 軽油	型式指定番号 1910mm	前後軸重 3730kg
所有者の氏名又は名称 KK-BE63EG	住所 独立行政法人国際協力機構					
所有者の住所 東京都千代田区二番町5-25						[13001 0147]
使用者の氏名又は名称 独立行政法人国際協力機構横浜国際センター						
使用者の住所 神奈川県横浜市中区新港2丁目3-1						[14003 1117]
使用の本拠の位置 ***** 平成 28年 9月 30日						
備考 [横浜], 継続検査 自動車重量税額 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM規制地域内です。 [走行距離計表示値] 200, 100km (平成27年9月18日) [旧走行距離計表示値] 180, 400km (平成26年9月1日) [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 以下余白						

裏面もご覧下さい。



第3 契約書（案）

売 買 契 約 書

1. 品 名 マイクロバス
2. 仕 様・数 量 附属書Ⅰ「仕様書」のとおり
3. 契 約 金 額 金00,000,000円（うち消費税額等00,000円）
内訳は附属書Ⅱ「契約金額内訳書」のとおり
4. 支 払 期 限 2018年10月22日
5. 引 渡 場 所 独立行政法人国際協力機構 横浜センター内 指定場所
6. 引 渡 日 時 2018年10月26日

独立行政法人国際協力機構 横浜センター 契約担当役 所長 朝熊 由美子（以下「売主」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、頭書記載の物品の売買について、以下の各条項により売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 買主は、マイクロバス1台（以下「契約物品」という。）を頭書に示す条件で売主から買い受け、買主は、頭書に契約金額として記載された金額のうち、附属書Ⅱに定められた対価を支払う義務を負う。

（引渡条件）

第3条 売主は、契約物品を附属書Ⅰに示す条件で引き渡す。

（契約内容の変更等）

第4条 売主は、特別な理由により本契約の内容を変更する必要があると認められるときは、売主及び買主で協議の上、買主に対する書面による通知により、本契約内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

2 前項の場合において、買主がそれにより重大なる損害を蒙ったときは、売主はその費用を負担するものとし、その金額は売主及び買主で協議して定めるものとする。ただし、売主は、売主の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、買主の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡)

第5条 買主は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を売主の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(消費税額等)

第6条 売主及び買主は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

2 消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

(契約保証金)

第7条 売主は、本契約に関し、買主から契約保証金を徴求しない。

(費用負担)

第8条 買主は契約締結後、15日以内に契約物品の抹消登録または名義変更申請等を行い、これに関する一切の費用を負担する。

(検査)

第9条 買主は、前条に定める抹消登録または名義変更終了後、速やかに売主に書面により報告し、手続き終了の検査を受けなければならない。

(引渡しの完了)

第10条 売主は、前条に定める検査の合格及び当初契約金額の支払いを確認後、契約物品を買主に引き渡す。

2 買主は、引取った契約物品のロゴ消去後に、売主に書面をもって報告を行い、売主の確認を受けなければならない。売主が当該報告書の確認を終了したこと

をもって、引渡しを完了とする。

(危険負担)

第11条 前条に定める引渡しを完了するまでにおいて、契約物品が売主の責めに帰すことのできない事由により滅失または毀損した場合においても、売主に対して契約代金の変更を申し出ることにはできない。

(瑕疵担保)

第12条 第10条による引渡しの完了後において、契約物品について瑕疵が発生したとき、又はかくれた瑕疵が発見されたときも、売主に対していかなる補償も申し出ることにはできない。

(代金の支払)

第13条 買主は、当初に定める期限内に、当該代金を口座振込みの方法により売主の指定する口座に支払うものとする。なお、消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。

- 2 買主の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額を支払わないときは、売主は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年(365日とする。)5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を買主に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

(支払期限延長)

第14条 買主は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、頭書に定める期限内に支払いを完了することができないときは、売主に対して遅滞なくその理由を明らかにし、支払期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売主及び買主で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

- 2 売主は、買主の責に帰する事由により買主が頭書に定める期限内に支払いを完了することができないときは、引渡しを延長することができる。

(損害の賠償)

第15条 買主は、本契約の履行に関し買主の責により売主に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 買主は、本契約の履行に関し買主の責により第三者に損害が発生した場合、買主が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。

3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(売主の契約解除権)

第16条 次の各号の一に該当する場合には、売主は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第14条による支払期限延長の場合を除き、買主の責に帰する事由により、買主が頭書に定める引渡期限までに支払いを完了しないとき、又は支払いを完了する見込みがないと認めたとき。
- (2) 買主が本契約の条項に違反したとき。
- (3) 買主が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。
- (4) 買主が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
- (5) 買主の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
- (6) 第30条第4項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (7) 買主が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - (イ) 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - (ロ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。
 - (ハ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (二) 法人又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (ホ) 法人はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、

又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ヘ) 法人又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(ト) 法人又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(チ) その他買主が、神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行、平成30年7月1日改正条例施行）に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項各号の規定により本契約を解除したときは、買主は、売主に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(買主の契約解除権)

第17条 買主は、売主が本契約に違反し、その違反により本契約を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、売主は、買主に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第18条 買主は、業務の実施上知りえた情報（以下、秘密情報という。）を売主から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

2 買主は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。

3 買主は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

第19条 買主は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに売主に報告し、その指示に従わなければならない。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第20条 買主は、本契約終了後、速やかに秘密情報を売主に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め売主の了承を得た場合は、この限りではない。

(検査の権利)

第21条 売主は、必要があると認めるときは、買主の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第22条 買主は、本契約において、売主の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 買主の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め売主の承認を得た場合は、この限りではない。
 - (イ) 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - (ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 買主の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ることを、買主の業務に従事する者に周知すること。
- (3) 個人情報保護管理責任者を定めること。
- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 売主の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに売主に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、売主に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め売主の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。
- 3 売主は、必要があると認めるときは、買主の事務所等において、保有個人情報適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

(安全対策)

第23条 買主は、本業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む)の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第24条 買主は、自己の責任と判断において業務を遂行し、買主の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、買主の責任と負担において十分に付保するものとし、売主はこれら一切の責任を免れるものとする。

(中立性、公正性の保持及業務対象国の法規の遵守)

第25条 買主は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

- 2 買主は、本契約に基づき売主から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。
- 3 買主は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。
- 4 買主は、第1項から第3項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、売主が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(契約の公表)

第26条 買主は、本契約の名称、契約金額並びに買主の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 買主が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 売主において役員を経験した者が買主に再就職していること又は売主において課長相当職以上の職を経験し、かつ買主の役員等として再就職していること
- (2) 売主との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

と

- 3 買主が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、売主における最終職名）
 - (2) 買主の直近3カ年の財務諸表における売主との間の取引高
 - (3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

（合意管轄）

第27条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第28条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（疑義の決定）

第29条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて売主及び買主で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、売主及び買主記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

売主 神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子

買主 (住所)
株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇〇〇

様式集

1. 競争参加資格確認申請書
2. 辞退書
3. 委任状
4. 入札書
5. 質問書
6. 下見積書
7. 簡易審査申請書

1.～6の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
（ http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html ）よりダウンロードできます。

上記ページからダウンロードした様式には、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 横浜センター 契約担当役 所長 朝熊 由美子
- ・案件名：JICA 横浜マイクロバスの売却
- ・公告日：2018年8月30日
- ・入札日：2018年10月2日

(様式1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号又は名称 ⑩ (法人印)
代表者役職・氏名 ⑩
(担当者氏名)
(電話 : FAX :)
(E-mail :)
(文書送付先住所) ※1
(整理番号 :) ※2

2018年8月30日付で公告のありました
「JICA 横浜マイクロバスの売却」への参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※1 会社住所と異なる場合にご記入ください。

※2 当機構より整理番号の通知を受けた場合は、取得された整理番号(7桁)を記入願います。

(様式2)

辞退書

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

㊞
㊞

2018年9月 日付けで競争参加資格確認通知がありました
「JICA 横浜マイクロバスの売却」に係る一般競争入札の参加を辞退し
ます。

以上

(様式3)

委 任 状

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

㊞

私は、弊社社員
します。

㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任

委 任 事 項

1. 「JICA 横浜マイクロバスの売却」について、
2018年10月2日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
 - ※ 社印の押印が必要です。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

入札書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号／名称 (印)
代表者役職・氏名

件名：「JICA 横浜マイクロバスの売却」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 契約希望金額のうちリサイクル券相当額、消費税額等を除いた金額を記載のこと

以上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記して下さい。
 - ※ 社印の押印が必要です。
 - ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明できる書類を提示する必要があります。
 - ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2 を使用してください。
 - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）による第一回目の入札は、代理人が入札会に参加する場合も、原則、本様式を使用してください。
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

入 札 書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人

㊞

件名：「JICA 横浜マイクロバスの売却」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 契約希望金額のうちリサイクル券相当額、消費税額等を除いた金額を記載のこと

以上

- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
- ※ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、受任者（代理人）の氏名と押印が必要です。
- ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）で代理人が入札会に参加する場合は、第二回目以降の入札では、本様式を使用してください。
- ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

質 問 書

(案件名) JICA 横浜マイクロバスの売却

(公告：2018年8月30日) について、以下のとおり質問いたします。

社名 :

担当者名 :

Tel :

E-mail :

通 番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7	(記入例) P.9	第23.(2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問状は持参もしくは郵送するとともに、電子メールでも送付戴くようお願いします。
(Excel形式で送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

(様式6)

下見積書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター
契約担当役 所長 朝熊 由美子 殿

住所
商号／名称 ⑩
代表者役職・氏名
(担当者氏名)
(電話： FAX：)
(E-mail：)

(案件名) JICA 横浜マイクロバスの売却

費目	金額 (円)
マイクロバス本体価格	
消費税 (8%)	
リサイクル券 (マイクロバス用)	21,430
購入希望額 (税込)	

- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
- ※ このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。
- ※ 別の様式を利用する場合には、本様式に記載されている事項をすべて含めてください。

簡易審査申請書

申請日:

JICA記入欄 受領日:

年 月 日

留意事項: 本申請書の提出をもって、申請書を提出した者は申請書内の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約したものとします。また、6. 記載の事項について誓約したものとし、6. 記載の事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意したものとします。なお、6. 記載の誓約事項は、「参加予定公告・公示件名」に記載された案件以外の競争に参加する場合も、整理番号の有効期限までの間、有効なもののみとみなします。本申請書に記載された申請者情報(法人番号、法人名、本店住所)は、一般公開の対象となります。また、個人情報に関する部分は、調達関連手続きのためにのみ利用されます。

*参加予定
公告・公示件名

*入力必須。都合により当該案件に参加しないこととなった場合でも問題はありません。

JICAに提出する書類の代表者情報(契約書受注者欄等)は必ず●印と同一の記載としてください。
代表者が各種手続きに関する代表権限を委任する場合は委任状を提出してください。

1. 申請者

*法人番号(13桁)		日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である	該当する・しない
フリガナ			
●法人名 (登記されている商号)			
●本店住所 (登記されている本店住所)			
代表者 (代表権を 有している者)	●役職名		
	フリガナ		
	●氏名		

*法人番号(13桁)は国税庁が指定し通知している番号で、法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索可能です。

2. 担当者連絡先

JICAからの連絡窓口となる方。代表者と同一法人在籍の方としてください。

担当者	部署名			
	役職名			
	フリガナ		*Email	
	氏名		電話番号	
	住所	〒		

*担当者Emailアドレスが連絡先となります

3. 公告・公示情報等メールマガジンの配信希望

希望する場合は○ 両方選択可

【1】コンサルタント等契約、民間連携事業の提案型公募方式による調達の公示情報	
【2】国内の契約、海外向け資機材、研修委託、その他国際センター等の公示情報	
配信先Emailアドレス 担当者Emailと異なる場合のみ記入 複数登録可	

4. 添付書類

添付した書類に○

添付書類	登記事項証明書(写)	発行日から3か月以内のもの	
	納税証明書(その3の3)(写)	発行日から3か月以内のもの	
	財務諸表	決算が確定した直近1か年分のもの 法人名、決算期間が記載があること	

5. 資格の種類および経営状況

資格の種類(希望する資格に○ 複数選択可 ただし登記されていない事業は対象外)			
物品の製造 登記事項証明書 目的に製造が含まれていること	物品の販売 登記事項証明書 目的に販売が含まれていること	役務の提供等 物品の製造、販売以外全ての業務	
経営状況			
①営業実績(決算期間および損益計算書の売上高を直近2カ年分記入)			
直前決算年度	年月日 ~ 年月日	2カ年平均 実績額 ①	
直前々決算年度	年月日 ~ 年月日		
②自己資本額(直前決算年度の貸借対照表の額)		③流動比率(直前決算年度の貸借対照表の額)	
資本金		流動資産 A	
準備金・積立金	*注1	流動負債 B	
繰越利益剰余金		流動比率 ③	%
純資産合計 ②	*注2 円	A/B × 100 (%)	
*注1:(貸借対照表の純資産の部)-(資本金)-(繰越利益剰余金) =(準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)			
*注2:貸借対照表の純資産合計と一致			
④設立年月日(登記事項証明書の会社成立の年月日を和暦で記入 例:h5/4/1(平成=h、昭和=s、大正=t))			
設立年月日		営業年数(申請日現在の満年数) ④	年
⑤機械設備等の額(資格の種類「物品の製造」を希望する場合のみ貸借対照表の額を記入)			
機械装置類	運搬具類	*工具その他	機械設備等合計 ⑤
*「工具その他」は構築物、工具器具備品、建設仮勘定(土地、建物、建物付属設備は除く)の合計			

6. 誓約事項

反社会的勢力の排除	
競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当せず、競争参加資格の有効期間満了(2019年3月31日)までの将来においても該当することはないこと。	
ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。	
1	イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
	ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
	エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
	オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
	カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
	キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
	ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
個人情報及び特定個人情報等の保護	
法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。 (中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)	
2	ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
	イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
	ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
	エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
	(※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
	(※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
	・個人番号利用事務実施者
	・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
	・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
	・個人情報取扱事業者